

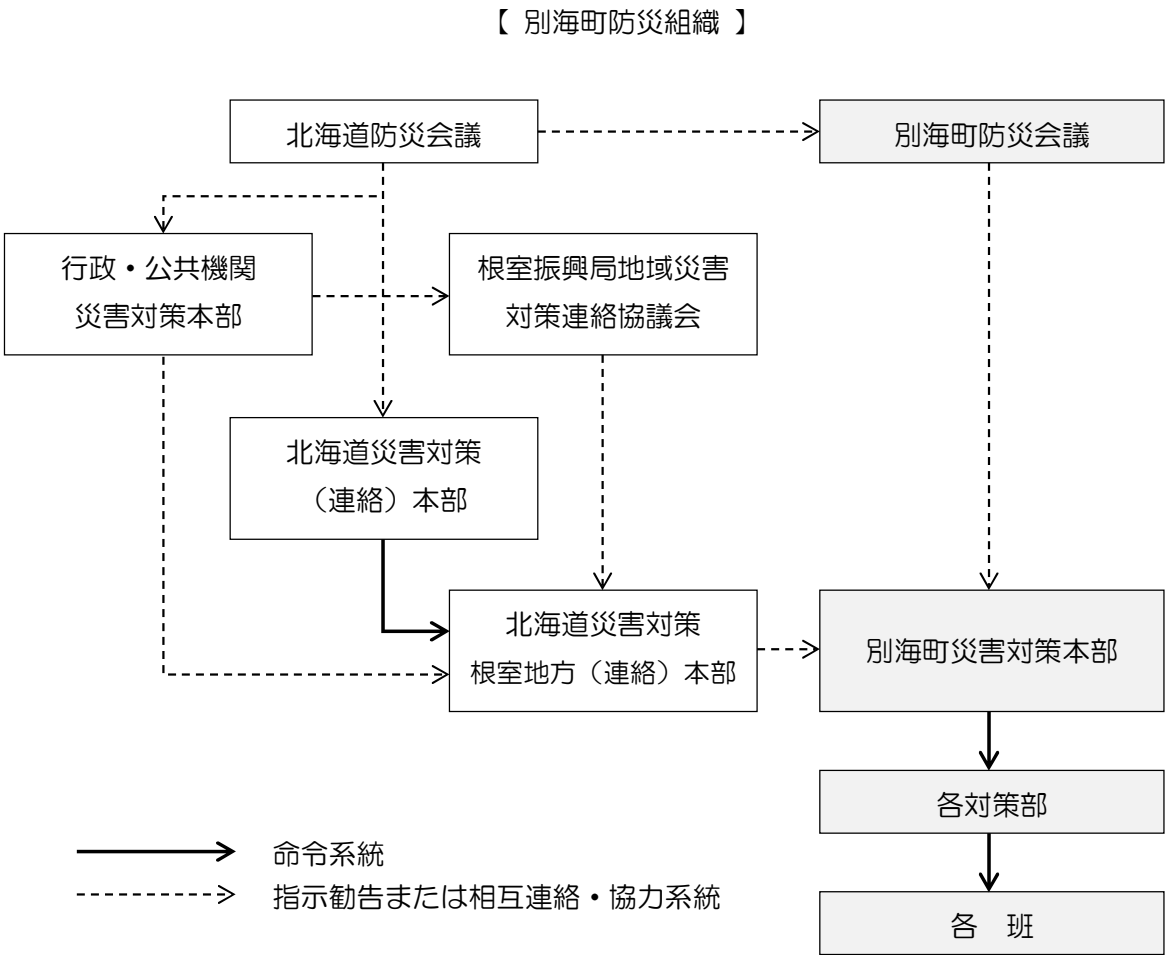
第2章 防災組織

第1節 別海町防災組織

災害の予防、応急復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

別海町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施するものとし、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。



第2節 別海町防災会議

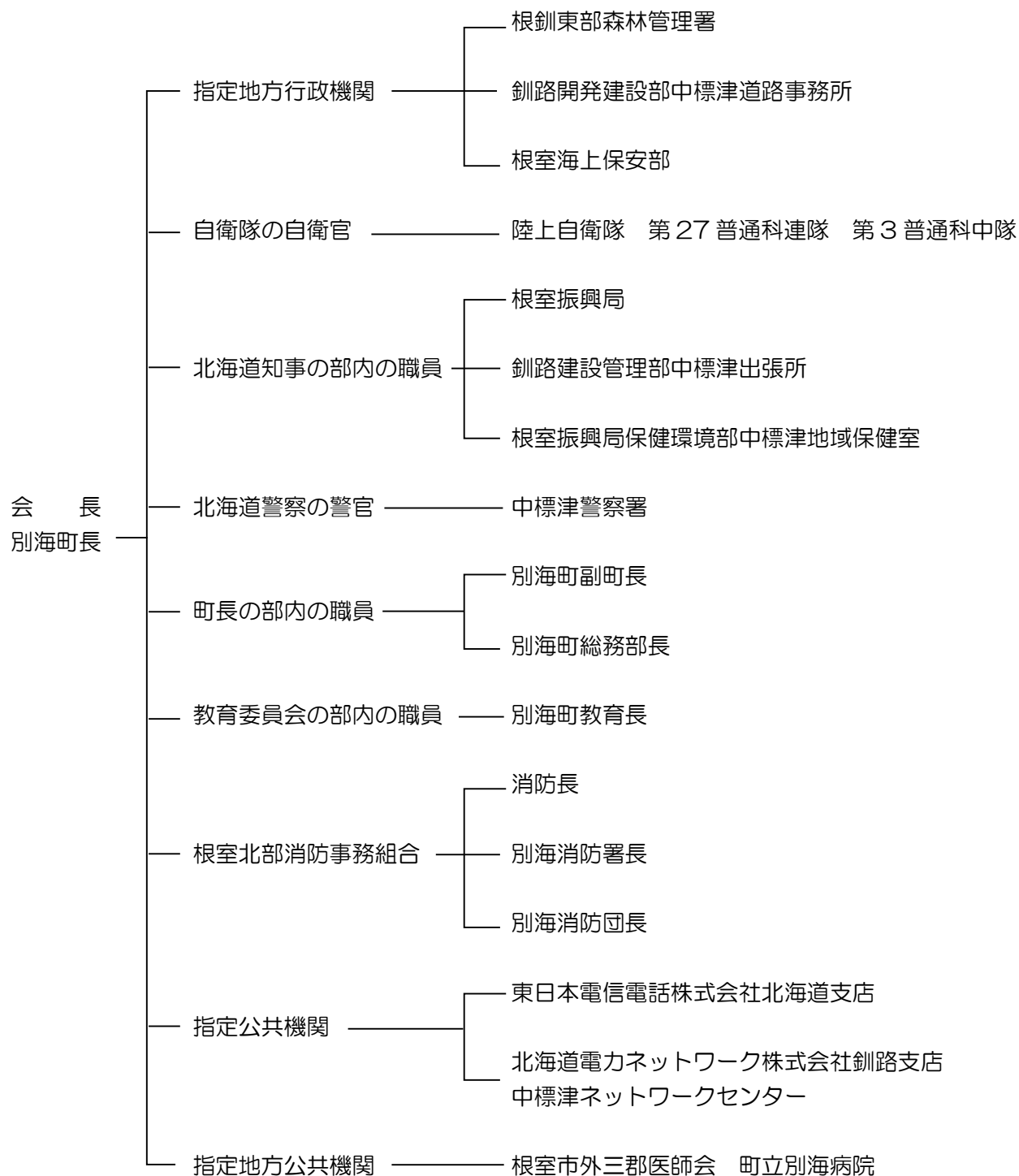
町防災会議は、町長を会長とし、別海町防災会議条例（昭和37年別海町条例第25号）第3条第5項に規定する委員をもって組織するものである。

その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実務を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものである。

その組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 組織

別海町防災会議条例の定めるところにより下図のとおり。



2 運 営

町防災会議の運営は、別海町防災会議条例及び別海町防災会議運営規程（昭和40年別海町訓令第1号）の定めるところによる。

第3節 別海町災害対策本部

本部は、基本法及び別海町災害対策本部条例（昭和37年別海町条例第26号）及び別海町災害対策本部運営規程（昭和40年別海町訓令第1号）に基づいて、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。

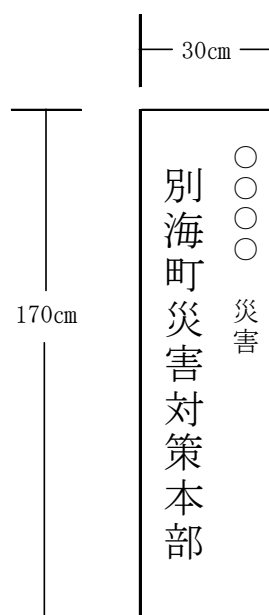
- （1） 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- （2） 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- （3） 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発せられ、その必要が認められたとき。
- （4） その他特に町長が、必要と認めるとき。

2 本部設置の周知

町長は、本部を設置したときは、直ちに庁内、各防災機関、根室振興局、報道機関、住民に対し電話、広報車、防災行政無線等適宜の方法で周知するものとする。

3 本部設置場所

- (1) 災害対策本部は、本庁舎2階庁議室に本部を設置するものとする。
- (2) 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に次の本部標識板を掲示する。
- (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定や、電気・水・食料等の確保のほか災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。
- (4) 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (5) 本庁舎が使用できなくなった場合は、施設の耐震能力、災害による被災の可能性及び附帯設備等を鑑み、別海消防庁舎を代替庁舎とし本部を設置するものとする。



4 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に本部の現地対策班として、現地本部を設置することができるものとする。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- (3) 現地本部長は常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。
 - ア 本町の地域に災害発生危険が解消したとき。
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、根室振興局、報道機関、住民に対し電話、広報車、防災行政無線等の方法で通知するものとする。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を行うものとする。

この場合総務対策部は、業務の内容、遂行状況等について各部からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

6 本部の組織及び事務所掌

- (1) 本部に対策部及び班を置く。
- (2) 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- (3) 対策部及び班の名称、対策部長及び班長に充てられる職員、相当する部課、並びにそれぞれの対策部、班の所掌事務は、別表2及び別表3のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌する事務については、原則として別表2及び別表3によるが、災害状況等により、部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとし、変更分担事務は各対策部長が定め指示するとともに、本部長へ報告する。

また、平時からの重要な行政データのバックアップ及び非常時の優先業務の整理について定めておくものとする。
- (5) 災害状況、又は特に必要と認めるときは、本部長は別表2及び別表3と異なる編成を各部班に指示することができる。

7 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

(1) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、病院長、各部長

また、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合を想定し、本部長、副本部長及び本部員の代替職員については以下のとおりとする。

(ア) 本部長の代替職員

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町長	副町長	総務部長	福祉部長

(イ) 副本部長の代替職員

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
副町長	総務部長	福祉部長	産業振興部長

(ウ) 本部員の代替職員は次席の者とする。

イ 本部員会議の事務局

本部員会議の事務局は、総務部防災・基地対策課に置くものとする。

ウ 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- (エ) 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (オ) 関係機関に対する応援の要請及び災害救助法の適用申請に関すること。
- (カ) その他災害対策に関する重要な事項。

エ 本部員会議の開催

- (ア) 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨を申し出る。

オ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(2) 本部連絡員

ア 各対策部に本部連絡員を置く。

イ 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務対策部長に報告するものとする。

ウ 本部連絡員の業務は、次のとおりである。

(ア) 所属部内の職員の動員、配備体制の状況掌握

(イ) 応急対策の実施、活動状況の掌握

(ウ) 応急災害対策実施に伴う応援などの必要な対策の要求

(エ) 所属部内の各班に係る災害に関する情報の取りまとめ

(オ) 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

エ 前項の「災害に関する情報」の報告等は、町防災計画本編第3章第3節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」に定めるところによる。

8 複合災害発生時の体制

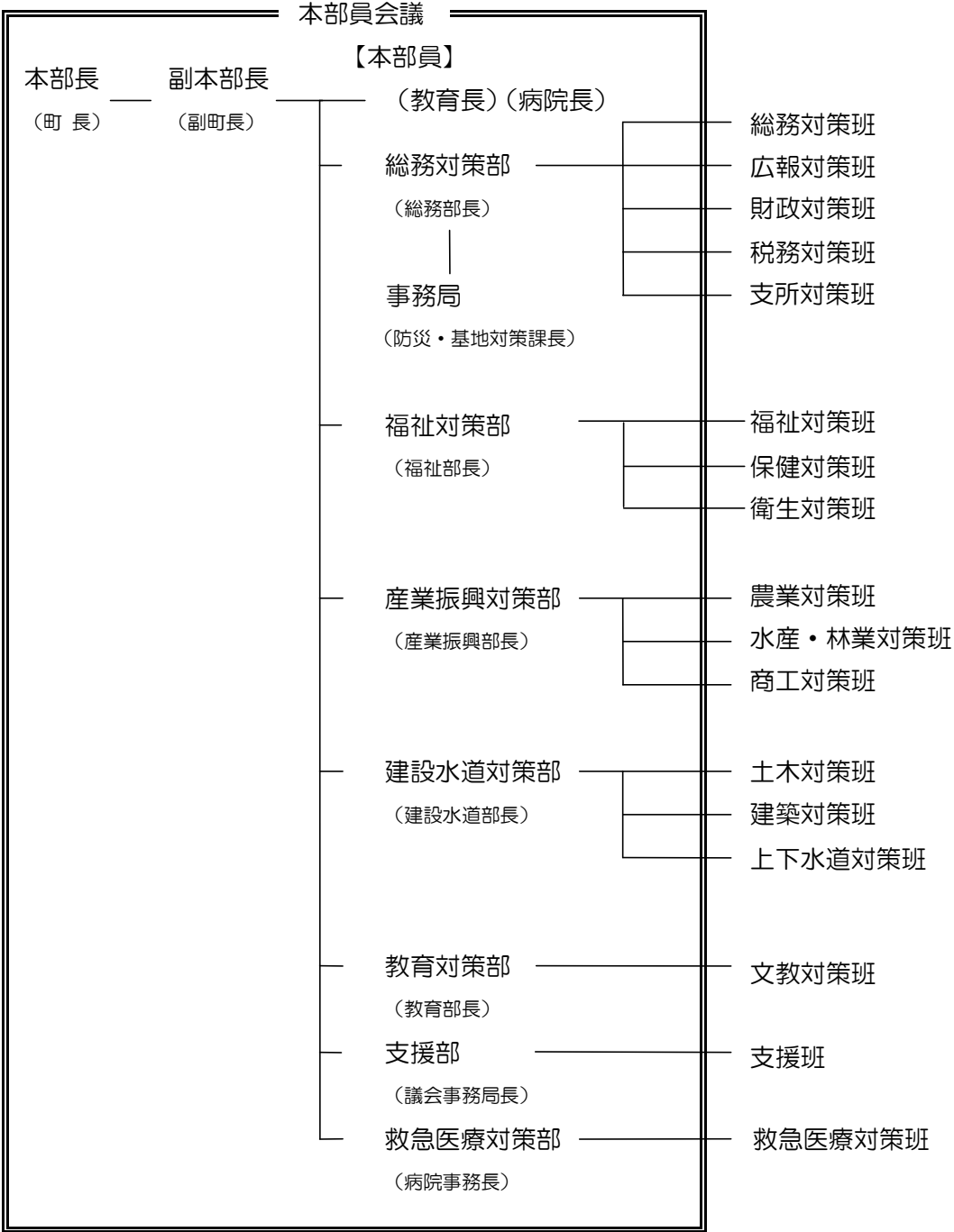
複合災害が発生した場合において、現地災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

9 業務継続計画の策定

町は災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、継続的改善に努めるものとする。

別表1 組織図

別海町災害対策本部条例（昭和37年別海町条例第26号）の定めるところによる



※

災害対策本部を設置し、災害対策上消防機関の協力を必要と本部長が判断する場合には、根室北部消防事務組合長に協力を要請するものとする。

別表2 災害対策本部の各部・班の所掌事務

部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する部署
総務対策部	総務部長	事務局	防災・基地対策課長	防災・基地対策課
		総務対策班	総務課長	総務課
				ふるさと応援・情報化推進室
		広報対策班	総合政策課長	総合政策課
		財政対策班	財政課長	財政課
		税務対策班	税務課長	税務課
		支所対策班	西春別支所長	西春別支所
				尾岱沼支所
福祉対策部	福祉部長	福祉対策班	福祉課長	福祉課
				介護支援課
				老人保健施設すこやか
				各保育園
		衛生対策班	町民課長	町民課
		保健対策班	保健課長	保健課
				母子健康センター
産業振興対策部	産業振興部長	農業対策班	農政課長	農政課
		水産・林業対策	水産みどり課長	水産みどり課
		商工対策班	商工観光課長	商工観光課
建設水道対策部	建設水道部長	土木対策班	管理課長	管理課
				事業課
		建築対策班	建築住宅課長	建築住宅課
		上下水道対策班	上下水道課長	上下水道課
教育対策部	教育部長	文教対策班	学務・スポーツ課長	学務・スポーツ課
				生涯学習課
				学校教育課
				学校給食センター
				公民館
				図書館
				郷土資料館
				各小学校・中学校・幼稚
支援部	議会事務局長	支援班	農業委員会局長	議会事務局
				監査委員事務局
				農業委員会
				出納室
救急医療対策部	事務長	救急医療対策班	事務長	町立別海病院

別表3 部・班の所掌事務

班 名	対策任務分担
各班共通事項	1 災害と関係情報の収集に関すること 2 被害状況の調査に関すること 3 被害状況等の報告に関すること 4 避難所等の運営及び補助に関すること

【総務対策部】

班 名	対策任務分担
事務局	1 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること 2 本部員会議の庶務に関すること 3 防災行政無線による住民への避難指示等の周知、広報に関すること 4 気象予報警報及び情報の受理伝達に関すること 5 通信連絡機能の確保に関すること 6 救助法に基づく救助の実施の総括に関すること 7 行方不明者の捜索に関すること 8 避難所の開設及び管理に関すること 9 災害記録に関すること 10 交通対策に伴う関係機関との連絡調整に関すること 11 災害時の車両（作業用除く）の確保及び配車に関すること 12 災害時における物品の輸送に関すること
総務対策班	1 被害状況の収集集計に関すること 2 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること 3 被災地域住民の避難誘導に関すること 4 電話の通信整理に関すること 5 他の部及び部内他班の所管に属しないこと 6 義援金等の受付、保管及び配布に関すること 7 災害視察者及び見舞者の対応、接遇に関すること 8 被災相談及び苦情等に関すること 9 労務供給対策に関すること 10 各種システム管理に関すること 11 各種情報管理に関すること
広報対策班	1 本部が行う発表、依頼等の広報活動及び報道関係機関との対応に関すること 2 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること 3 被災住民からの陳情に関すること 4 国、道に対する要請及び報告に関すること 5 自衛隊の派遣の依頼に関すること 6 自衛隊との連絡調整に関すること 7 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること

上記の表は、次の頁へ続く。

班 名	総務対策部の任務分担
財政対策班	1 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 2 本部に必要な施設の整備に関する事 3 動員職員の給食に関する事 4 災害応急対策時の物品、資機材の調達及び借上げに関する事 5 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事 6 災害対策の予算措置に関する事
税務対策班	1 広報車による住民への避難指示等の周知、広報に関する事 2 人的被害及び家屋被害の調査に関する事 3 町税の減免に関する事 4 被害に伴う税の減収見込み額等の把握に関する事
支所対策班	1 災害の調査及び情報の収集報告に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 4 災害応急対策に関する事 5 被災地域住民の避難誘導に関する事

【福祉対策部】

班 名	対策任務分担
福祉対策班	1 被災者への融資に関する事 2 食料の調達供給に関する事 3 衣料品及び生活必需品等物資の配分計画及び調達に関する事 4 ボランティアの受入れに関する事 5 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 6 保育園等の避難誘導等の安全確保及び応急救護に関する事 7 災害見舞金品に関する事 8 高齢者、障がい者等災害時要援護者の避難及び安全確保に関する事
衛生対策班	1 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 2 死体の収容処理及び埋火葬に関する事 3 災害時の防疫に関する事 4 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関する事 5 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 6 被災地の環境衛生保持に関する事
保健対策班	1 応急救護所の開設及び管理に関する事 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 被災地及び避難所の保健・栄養指導に関する事 4 医療機関、医師等との連絡調整に関する事 5 医療及び助産に関する事 6 救急薬品等の供給確保に関する事

【産業振興対策部】

班 名	対策任務分担
農業対策班	1 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事 2 被災農家の災害融資に関する事 3 被災農家の経営支援に関する事 4 農作物及び農業施設の災害対策に関する事 5 農作物及び農業用施設の被害調査に関する事 6 家畜及び畜産施設の災害対策に関する事 7 家畜及び畜産施設の被害調査に関する事 8 災害時の家畜等の防疫に関する事 9 農地の災害対策及び被害調査に関する事 10 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事
水産・林業 対策班	1 災害時における漁業関係機関との連絡調整に関する事 2 被災漁家に対する災害融資に関する事 3 水産物及び水産施設の災害対策に関する事 4 水産物及び水産施設の被害調査に関する事 5 林産物及び林産施設の災害対策に関する事 6 林産物及び林産施設の被害調査に関する事 7 林業の災害融資に関する事 8 林野の災害対策に関する事 9 林野の被害調査に関する事 10 災害対策用木材の払い下げに関する事 11 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事
商工対策班	1 商工業関係の被害調査に関する事 2 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 3 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 4 所管施設及び関係施設の被害調査並びに応急対策に関する事 5 旅行者の避難及び安全確保に関する事

【建設水道対策部】

班 名	対策任務分担
土木対策班	1 町道の通行禁止及び制限の措置に関すること 2 所管施設の被害調査に関すること 3 応急作業車両の確保及び応急資機材の調達、配分保管に関すること 4 所管施設の復旧に関すること 5 災害復旧土木事業に関すること
建築対策班	1 救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 2 建築物の災害対策に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 被災住宅に係る公営住宅の確保に関すること 5 被災地住宅の危険度判定に関すること 6 救助法に基づく応急仮設住宅等の建設に関すること
上下水道対策班	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 水道被害等の災害情報の受理、収集、報告及び水道関係機関と連絡調整に関すること 3 応急資機材等の確保、輸送、保管に関すること 4 被災水道施設の応急復旧活動及び配水調整に関すること 5 給水機器の確保及び輸送に関すること 6 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 7 水源の確保及び保守に関すること 8 水質の保全に関すること 9 下水道施設の災害対策の総合調整に関すること

【教育対策部】

班 名	対策任務分担
文教対策班	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 学校教育施設の応急利用に関すること 3 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること 4 応急教育の確保及び被災生徒教科書、学用品等の支給に関すること 5 教職員の動員に関すること 6 給食施設の応急利用に関すること 7 所管施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること 8 文化財の保護及び応急対策に関すること

【支援部】

班 名	対策任務分担
支援班	1 避難所の管理等の支援に関すること 2 その他各班への支援に関すること

【緊急医療対策部】

班 名	対策任務分担
救急医療対策班	1 傷病者の収容手当、その他応急医療に関すること 2 入通院患者の避難及び安全確保に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること

第4節 非常配備体制

被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。

また、本部が設置されていない場合でも非常配備体制をとることがある。

1 非常配備体制の種類と基準

- (1) 非常配備の種別、配備内容、配備時期等に関する基準は次の「非常配備に関する基準」のとおりとする。

【非常配備に関する基準】

種 別	第 1 非 常 配 備（警戒体制）
配備時期	(1) 気象業務法にもとづく気象、地象、及び水象に関する情報又は、警報が発表された場合。ただし、津波警報は除くものとする。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (3) その他特に総務部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 防災・基地対策課担当職員による配備体制とし、情報収集及び連絡調整等が円滑に実施できる体制とする。 (2) 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 防災・基地対策課長は、釧路地方気象台その他関係機関と情報を共有し的確な情報収集に努める。 (2) 防災・基地対策課長は、総務部長並びに関係する機関等へ円滑に情報の提供を行い、情報を受けた部局や機関が情勢に対する措置を検討し対応した場合は、その内容を防災・基地対策課長へ報告する。

種 別	第 2 非 常 配 備（警戒本部体制）
配備時期	(1) 気象業務法にもとづく気象、地象、及び水象に関する情報又は、警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合や災害が発生したとき。 (2) 津波注意報が発表されたとき。 (3) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 総務部各課等による配備体制とし、総務部長を本部長として組織される配備体制とする。 (2) 災害対応が必要な場合に、直ちに活動ができる体制とする。 (3) 事態の推移に伴い、災害対策本部体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 本部長は必要に応じて総務部各課等から職員を招集し、迅速な災害対応に勤め、次の措置をとる。 ア 災害の状況応について本部員に周知し所要の人員を配備させる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (2) 他部局や関係機関で災害対応活動を開始している場合は、連携してその対応にあたるほか、活動状況の把握に努める。 (3) 必要に応じて、他部局や機関から情報連絡員や対応人員の派遣を要請し、本部組織の強化をはかる。

種 別	第 3 非 常 配 備（災害対策本部体制）
配備時期	(1) 広域的に災害が発生し、被害の発生が予想される場合、又は発生した場合 (2) 震度5弱の地震又は津波警報が発表されたとき。 (3) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 全庁内課長職以上の配備とし、町長を本部長として組織される配備体制とする。 (2) 組織においては部班体制とし、班長は必要な班員を招集できる。 (3) 事態の推移に伴い、第4非常配備体制に円滑に移行しうる体制とするため、班員は待機（自宅又は所属部課）とする。
活動内容	(1) 本部長は、本部の機能を円滑にならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。 (2) 各対策部長は、次の措置をとりその状況を本部長に報告するものとする。 ア 所管する班長に災害の状況を周知し所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

種 別	第 4 非 常 配 備（災害対策本部体制）
配備時期	(1) 広域的に災害が発生し、甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合 (2) 震度5強以上の地震、又は大津波警報が発表されたとき。 (3) その他、本部長が必要と認めた場合。
配備内容	(1) 災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活動内容	(1) 各対策部班は全勢力をあげて、速やかに町全域の被害状況の調査、情報の収集、連絡活動及び応急対策にあたる。

(2) 災害の規模及び特性に応じ、先の基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(3) 各対策部長、各班長は先の基準に基づき、平時より人員、車両及び資機材の配備計画をたてておくものとする。

(4) 職員非常招集連絡

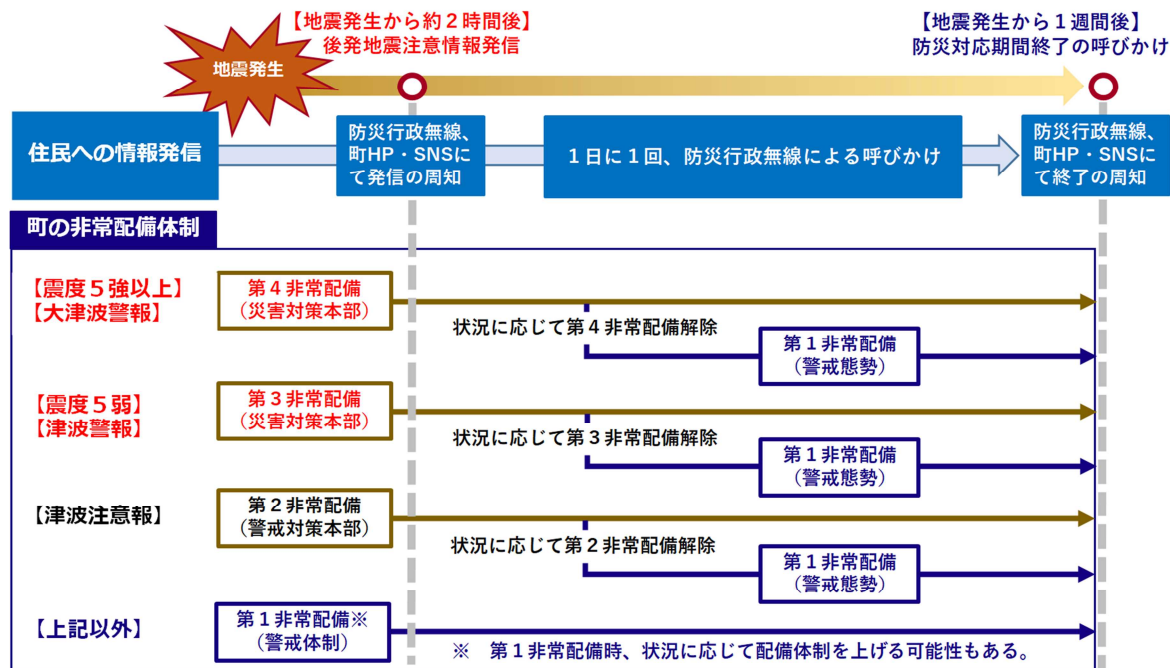
各対策部長、各班長は、非常招集の場合所属職員の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

(5) 内閣府（防災担当）及び気象庁による「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された際の非常配備体制（基準）は、次のとおりとする。

ア 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時の非常配備体制（基準）

地震の規模又は警報の種別	配備基準	災害対策本部長等	配備体制の概要
先発地震において震度5強以上又は大津波警報発令の場合	第4非常配備	町 長	全職員による災害対策本部体制
先発地震において震度5弱又は津波警報の場合	第3非常配備	町 長	課長職以上による災害対策本部体制
先発地震において津波注意報発令	第2非常配備	総務部長	総務部内による警戒本部体制
上記以外の場合	第1非常配備	防災・基地対策課長	防災・基地対策課による警戒体制

イ 後発地震注意情報発信時の対応のイメージ図



2 配備体制確立の報告（全配備体制）

各非常配備体制の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合は、それぞれの体制の長は直ちに所管する配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務対策部長（総務部長）に報告するものとする。

3 非常配備体制の解除（全配備体制）

各体制における班長（課長）は所掌する事項の情報収集・準備・確認を実施した後、その内容について各部長へ報告後、各部長は本部長へそれを報告し、それをもって配備体制の解除及び縮小等についてを本部長が指示する。

4 職員の動員計画（第3・第4非常配備体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、第3、第4非常配備体制における、職員等の動員計画である。

なお、第1、第2非常配備体制の動員計画については、別に定める。

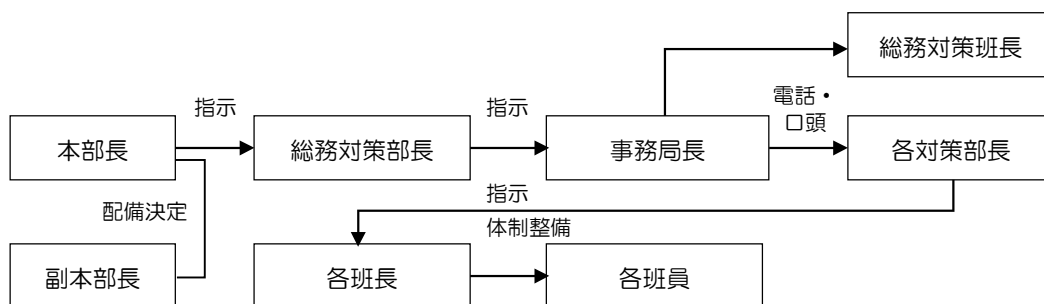
(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

(ア) 本部長の指示により関係対策部長に対し通知するものとする。

(イ) 各対策部長は、速やかに各職員に周知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとし、職員は直ちに所定の配備につくものとする。

【図1 勤務時間内の職員の動員に係る伝達系統図】



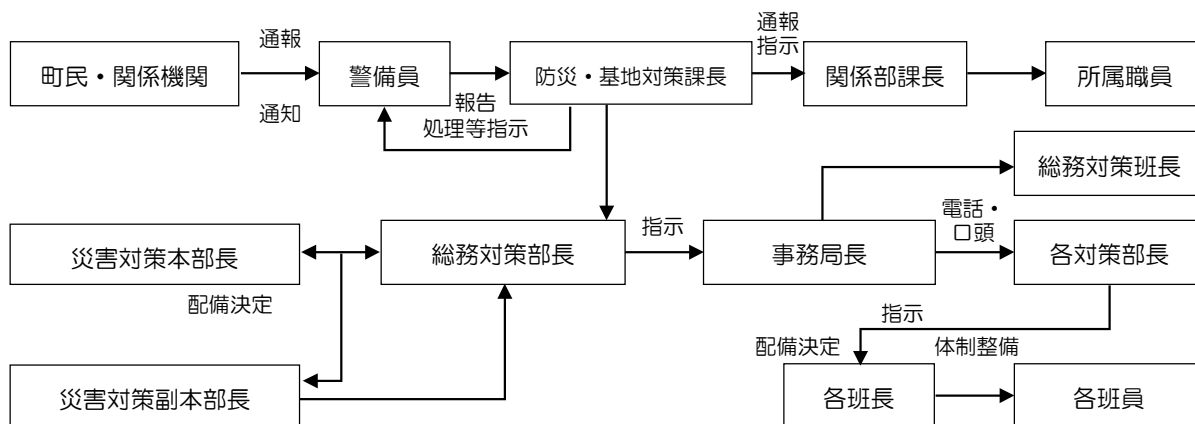
イ 勤務時間外（休日及び夜間）伝達系統及び伝達方法

(ア) 警備員等による伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部防災・基地対策課長（不在の場合は同課防災担当職員）に連絡するものとする。

- a 気象警報等災害関係の情報が関係機関から通知された場合。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

【図2 勤務時間外（休日及び夜間）の職員の動員に係る伝達系統図】



(イ) 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外（休日及び夜間）に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとし、直ちに所定の配備につくものとする。

ただし、大津波警報及び震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合は、各所属長は職員参集状況を把握し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

5 災害対策本部に関する標識

- (1) 本部長、副本部長、各対策部長、各班長及び各班の職員は、災害において非常活動に従事するときには、身分を明らかにするため所定の腕章（別記1）を着用するものとする。
- (2) 災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標識を表示するものとする。
- (3) 職員の身分の証明は、別海町事務取扱規程第56条の規定による身分証明書とするものとし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

6 町長の権限の委任

下記の権限を職員に委任することができるものとする。

(1) 基本法第56条（市町村長の警報の伝達及び警告）

災害に関する予報、警報を知ったとき、受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公共団体への伝達

(2) 基本法第59条（市町村長の事前措置等）

災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措置の指示

(3) 基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

ア 避難のための立退きを指示することができる。

イ 指示避難解除の公示

(4) 基本法第62条（市町村の応急措置）

消防、水防、救助その他災害の発生の防御、又は災害の拡大を防止するための必要な応急措置の実施

(5) 基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）

人命、身体に対する危険予防のための警戒区域の設定、当該区域への立入り制限、禁止、退居を命ずること。

(6) 基本法第64条（応急公用負担等）

災害緊急時に他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容、除去すること。

(7) 基本法第65条

住民を防災業務に従事させること。

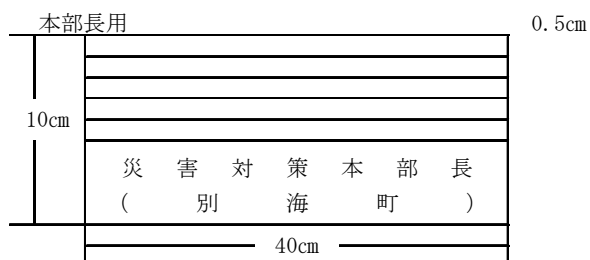
(8) 基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）

消防組織法第21条の規定の基づく「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年2月13日締結）の運用に関すること。

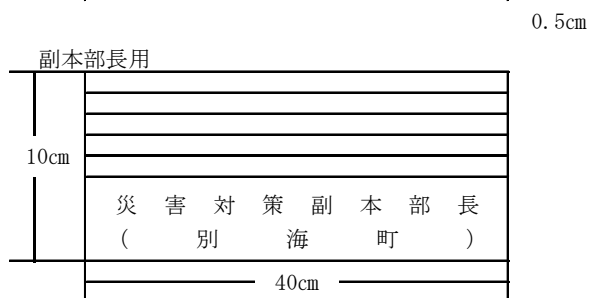
（町防災計画資料編「北海道広域消防相互応援協定」に資料記載）

別記 1

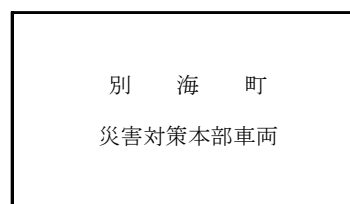
【 腕 章 】



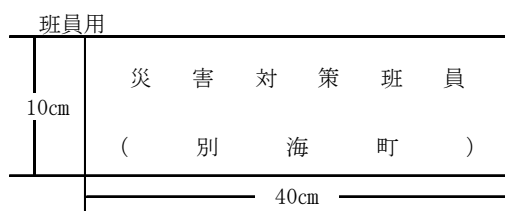
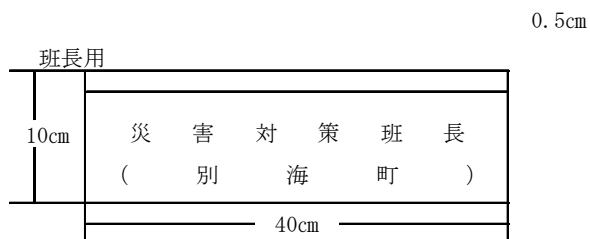
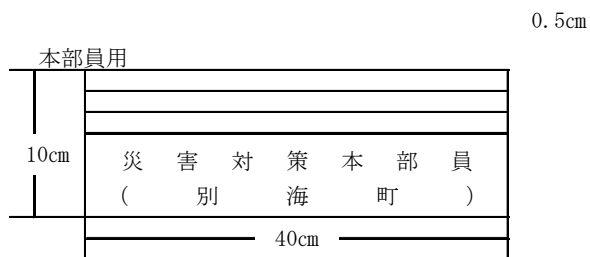
※腕章の色彩は、地を緑色とし、文字を白抜きとする。



【 車両用標識 】



※大きさはA4とする。



(文字白抜き)

第5節 住民組織等の協力

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（町長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織等に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、概ね次のとおりである。

- （１） 災害時における住民避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- （２） 被災者の収容のための避難所等の管理運営に関すること。
- （３） 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- （４） 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- （５） 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- （６） 災害箇所の応急措置に関すること。
- （７） 本部が行う人員及び物資等の輸送に関すること。
- （８） その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 住民組織

- （１） 協力を要請する住民組織は、次のとおりである。
 - ア 別海町内会連絡協議会
 - イ 日本赤十字社別海町分区
- （２） その他女性団体、自主防災組織、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 担当対策部班

住民組織活動についての担当対策部班は、協力を求める種別によって関係の対策部班が担当するものとする。

第6節 自主防災組織の育成

地震、津波等の災害発生時には、有線電話の途絶・混線により防災関係機関の連絡が困難になりあるいは道路、橋梁の棄損による交通障害、又は火災等の二次災害が同時発生し、防災力が分散されるなどの防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者の安全確認、保護、又は避難誘導等の避難対策は震災などの緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

このことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちが守る」という自主防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するための計画である。

1 組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動あるいは、避難行動などを行う場合に相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるので、住民の日常、生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、町内会を一つの基礎的組織とする。

2 組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。(別記2「自主防災組織構成例」のとおり)

なお、組織の編成にあたっては、機動的な組織づくりを進める必要がある。

3 組織の活動

(1) 平時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域、家庭の安全点検
- ウ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者の状況掌握
- エ 防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練の参加協力
- オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会の実施

(2) 災害時の活動

- ア 災害時における地域住民への情報伝達
- イ 住民の被害状況等の把握と、被災者の応急対応
- ウ 町等防災関係機関への連絡、要請行動
- エ 出火防止及び初期消火
- オ 住民の避難誘導
- カ 避難所等での自主的な運営

(3) 援護活動

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制が整備されているが、震災などの大規模災害には、優先電話の途絶が想定されるため、町内の高齢者、災害時要援護者の保護、安全確認については、町及び民生委員との連携による自主防災組織等の活動、協力を基本として実施するものとする。

- ア 住民の安全確認と保護
- イ 医療手配などの応急的対応
- ウ 避難誘導援護

4 推進方法

- (1) 町内会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については 基準等を定め指導する。

- (2) 自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

別記2

【 自主防災組織構成例 】

